

(地Ⅲ122)
平成25年10月2日

都道府県医師会

感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長

小 森 貴

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
施行規則の一部を改正する省令の施行等について

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する省令が平成25年9月30日に公布され、10月14日から施行されることとなり、厚生労働省健康局長より各都道府県知事等宛別添の通知がなされました。

本改正の概要は、ロタウイルスによる感染性胃腸炎を、基幹定点による届出対象疾病とするものであり、小児科定点による感染性胃腸炎の届出については、引き続き、経年比較の必要があることから、ロタウイルスによるものと他の原因ウイルス等によるものを区別することなく、感染性胃腸炎としての届出を従前どおり実施することとしております。

また、本改正に伴い、「感染症発生動向調査事業実施要綱」、「医師及び指定届出機関の管理者が都道府県知事に届け出る基準」の一部が改正されました。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、貴会管下郡市区医師会、関係医療機関等への周知方ご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

健 感 発 0930 第 2 号
平 成 25 年 9 月 30 日

社団法人 日本医師会
感染症危機管理対策室長
小森 貴 殿

厚生労働省健康局
結核感染症課長

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部
を改正する省令の施行等について

標記について、今般、別添（写）のとおり、各都道府県、政令市及び特別区衛生主管部（局）長あて通知したところであります。

つきましては、都道府県医師会及び貴会会員への周知について、特段の御配慮方よろしくお願いいたします。



健発 0930 第 1 号
平成 25 年 9 月 30 日

各 $\left(\begin{array}{l} \text{都道府県知事} \\ \text{政令市市長} \\ \text{特別区区長} \end{array} \right)$ 殿

厚生労働省健康局長
(公 印 省 略)

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行等について（施行通知）

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成 25 年厚生労働省令第 114 号。以下「改正省令」という。）が本日公布され、平成 25 年 10 月 14 日から施行されるところであるが、その改正の概要等は下記のとおりであり、貴職におかれては、内容を御了知の上、関係機関等へ周知を図るとともに、その実施に遺漏なきを期されたい。

記

1 改正省令の概要

ロタウイルスによる感染性胃腸炎を、基幹定点（患者を 300 人以上収容する施設を有する病院であって、その診療科名中に内科及び外科を含むもので都道府県知事が指定するもの）による届出対象疾病とする。

なお、小児科定点による感染性胃腸炎の届出については、引き続き、経年比較等の必要があることから、ロタウイルスによるものと他の原因ウイルス等によるものを区別することなく、感染性胃腸炎としての届出を従前どおり実施する。

2 施行期日

平成 25 年 10 月 14 日

3 感染症発生動向調査事業実施要綱の一部改正

感染症発生動向調査事業実施要綱（平成 11 年 3 月 19 日付け健医発第 458 号）について別添新旧対照表のとおり改める。

この実施要綱の改正は、平成 25 年 10 月 14 日から施行する。

感染症発生動向調査事業実施要綱新旧対照表

新	旧
感染症発生動向調査事業実施要綱 第 1 ～ 第 3 （略） 第 4 実施体制の整備 1 中央感染症情報センター 中央感染症情報センターは、都道府県、保健所を設置する市及び特別区（以下「都道府県等」という。）の本庁から報告された患者情報、疑似症情報及び病原体情報を収集、分析し、その結果を全国情報として速やかに都道府県等に提供・公開するための中心的役割を果たすものとして、国立感染症研究所感染症<u>疫学</u>センター内に設置する。 2 ～ 4 （略） 第 5 事業の実施 1 ～ 2 （略） 3 定点把握対象の五類感染症（1）（略） （2）定点の選定 ア 患者定点（略） ① ～ ④ （略） ⑤ 対象感染症のうち、第 2 の <u>(82)</u> のうち病原体がロタウイルスであるもの及び (97) から (104) までに掲げるものについては、対象患者がほとんど入院患者であるため、患者を 300 人以上収容する施設を有する病院であって内科及び外科を標榜する病院（小児科医療と内科医療を提供しているもの）を 2 次医療圏域毎に 1 カ所以上、基幹定点として指定すること。 イ 病原体定点（略） ① ～ ④ （略）	感染症発生動向調査事業実施要綱 第 1 ～ 第 3 （略） 第 4 実施体制の整備 1 中央感染症情報センター 中央感染症情報センターは、都道府県、保健所を設置する市及び特別区（以下「都道府県等」という。）の本庁から報告された患者情報、疑似症情報及び病原体情報を収集、分析し、その結果を全国情報として速やかに都道府県等に提供・公開するための中心的役割を果たすものとして、国立感染症研究所感染症<u>情報</u>センター内に設置する。 2 ～ 4 （略） 第 5 事業の実施 1 ～ 2 （略） 3 定点把握対象の五類感染症（1）（略） （2）定点の選定 ア 患者定点（略） ① ～ ④ （略） ⑤ 対象感染症のうち、第 2 の (97) から (104) までに掲げるものについては、対象患者がほとんど入院患者であるため、患者を 300 人以上収容する施設を有する病院であって内科及び外科を標榜する病院（小児科医療と内科医療を提供しているもの）を 2 次医療圏域毎に 1 カ所以上、基幹定点として指定すること。 イ 病原体定点（略） ① ～ ④ （略）

⑤ アの⑤により選定された患者定点は、全て基幹病原体定点として、第2の(82)のうち病原体がロタウイルスであるもの、(98)及び(101)を対象感染症とすること。

(3)～(4)(略)

4～6(略)

第6(略)

第7 実施時期

この実施要綱は、平成11年4月1日から施行する。ただし、病原体情報及び病原体定点に関する項目については、各都道府県等において実施可能となり次第、実施することとして差し支えない。この実施要綱の改正は、平成14年11月1日から施行する。この実施要綱の一部改正は、平成15年11月5日から施行する。この実施要綱の一部改正は、平成18年4月1日から施行する。この実施要綱の一部改正は、平成18年6月12日から施行する。この実施要綱の一部改正は、平成18年11月22日から施行する。この実施要綱の一部改正は、平成20年1月1日から施行する。この実施要綱の一部改正は、平成20年4月1日から施行する。この実施要綱の一部改正は、平成20年5月12日から施行する。この実施要綱の一部改正は、平成23年2月1日から施行する。この実施要綱の一部改正は、平成23年9月5日から施行する。ただし、第5の3の(2)の②の指定については、平成23年7月29日から施行する。この実施要綱の一部改正は、平成25年3月4日から施行する。この実施要綱の一部改正は、平成25年4月1日から施行する。この実施要綱の一部改正は、平成25年5月6日から施行する。この実施要綱の一部改正は、平成25年10月14日から施行する。

⑤ アの⑤により選定された患者定点は、全て基幹病原体定点として、第2の(98)及び(101)を対象感染症とすること。

(3)～(4)(略)

4～6(略)

第6(略)

第7 実施時期

この実施要綱は、平成11年4月1日から施行する。ただし、病原体情報及び病原体定点に関する項目については、各都道府県等において実施可能となり次第、実施することとして差し支えない。この実施要綱の改正は、平成14年11月1日から施行する。この実施要綱の一部改正は、平成15年11月5日から施行する。この実施要綱の一部改正は、平成18年4月1日から施行する。この実施要綱の一部改正は、平成18年6月12日から施行する。この実施要綱の一部改正は、平成18年11月22日から施行する。この実施要綱の一部改正は、平成20年1月1日から施行する。この実施要綱の一部改正は、平成20年4月1日から施行する。この実施要綱の一部改正は、平成20年5月12日から施行する。この実施要綱の一部改正は、平成23年2月1日から施行する。この実施要綱の一部改正は、平成23年9月5日から施行する。ただし、第5の3の(2)の②の指定については、平成23年7月29日から施行する。この実施要綱の一部改正は、平成25年3月4日から施行する。この実施要綱の一部改正は、平成25年4月1日から施行する。この実施要綱の一部改正は、平成25年5月6日から施行する。



健 感 発 0930 第 1 号
平 成 25 年 9 月 30 日

各 { 都道府県
政 令 市
特 別 区 } 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長
(公 印 省 略)

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 12 条第 1 項
及び第 14 条第 2 項に基づく届出の基準等について」の一部改正について

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成 25 年 9 月 30 日厚生労働省令第 114 号）が本日公布されたところである。

この改正を踏まえ、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 12 条第 1 項及び第 14 条第 2 項に基づく届出の基準等について」（平成 18 年 3 月 8 日健感発第 0308001 号）の別紙「医師及び指定届出機関の管理者が都道府県知事に届け出る基準」について、別添の新旧対照表のとおり改正することとした。

今回の改正により、基幹定点（患者を 300 人以上収容する施設を有する病院であって、その診療科名中に内科及び外科を含むもので都道府県知事が指定するもの）の管理者は、当該機関の医師が、ロタウイルスによる感染性胃腸炎患者を診断した場合に、都道府県知事に届け出なければならないこととなるが、当該機関が基幹定点かつ小児科定点として都道府県知事に指定されている場合、基幹定点としてのロタウイルスによる感染性胃腸炎の届出と小児科定点としての感染性胃腸炎の届出をそれぞれ行うこととなるので、御留意願いたい。

なお、今回の改正は、感染性胃腸炎について、現行の小児科定点における届出に加え、基幹定点における、迅速診断キットを用いたロタウイルスによる感染性胃腸炎と診断された症例を届出の対象とすることにより、重症例を中心にロタウイルス胃腸炎の発生動向をより正確に把握するとともに、ロタウイルスワクチン導入の影響を評価することを目的とするものである。これは、これまで外来で行われている感染性胃腸炎に対する総合的な診察に、新たに迅速診断キットの追加的な使用を求めるものではないことを申し添える。

また、急性灰白髄炎及び結核の届出基準の技術的修正を併せて行うこととした。

以上、御了知のうえ、関係機関に周知願いたい。

本改正については、平成 25 年 10 月 14 日から施行する。

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の基準等について」 新旧対照表

新	旧
別紙 医師及び指定届出機関の管理者が都道府県知事に届け出る基準 第1～2 (略) 第3 二類感染症 1 急性灰白髄炎 (1) 定義 ポリオウイルス1～3型(ワクチン株を含む)の感染による急性弛緩性麻痺を主症状とする急性運動中枢神経感染症である。また、ポリオウイルス1～3型には、地域集団において継続的に伝播している野生株ポリオウイルス、ワクチン由来ポリオウイルス(VDPV) <u>(※)</u> 及びワクチン株 <u>ポリオウイルス (※※)</u> がある。 (2) (略) (3) 届出基準 ア (略) イ 無症状病原体保有者 医師は、診察した者が(2)の臨床的特徴を呈していないが、次の表の左欄に掲げる検査方法により、急性灰白髄炎の無症状病原体保有者と診断した場合には、法第12条第1項の規定による届出を直ちに行わなければならない。ただしワクチン株 <u>ポリオウイルス (※※)</u> による無症状病原体保有者は届出の対象ではない。 この場合において、検査材料は、同欄に掲げる検査方法の区分ごとに、それぞれ同表の右欄に定めるもののいずれかを用いること。 ウ～エ (略)	別紙 医師及び指定届出機関の管理者が都道府県知事に届け出る基準 第1～2 (略) 第3 二類感染症 1 急性灰白髄炎 (1) 定義 ポリオウイルス1～3型(ワクチン株を含む)の感染による急性弛緩性麻痺を主症状とする急性運動中枢神経感染症である。また、ポリオウイルス1～3型には、地域集団において継続的に伝播している野生株ポリオウイルス、<u>親株であるOPV株からのVP1全領域の変異率が1-15%のワクチン由来ポリオウイルス(VDPV)及びOPV株からのVP1全領域の変異率が1%未満のワクチン株ウイルス</u>がある。 (2) (略) (3) 届出基準 ア (略) イ 無症状病原体保有者 医師は、診察した者が(2)の臨床的特徴を呈していないが、次の表の左欄に掲げる検査方法により、急性灰白髄炎の無症状病原体保有者と診断した場合には、法第12条第1項の規定による届出を直ちに行わなければならない。ただしワクチン株による無症状病原体保有者は届出の対象ではない。 この場合において、検査材料は、同欄に掲げる検査方法の区分ごとに、それぞれ同表の右欄に定めるもののいずれかを用いること。 ウ～エ (略)

検査方法	検査材料
分離・同定による病原体の検出	便、直腸ぬぐい液、咽頭ぬぐい液、髄液 ①ポリオウイルス 1～3 型の検出は便検体が基本であり、発症後できるだけ速やかに、24 時間以上の間隔をあけて、少なくとも 2 回以上採取し、いずれかひとつの便検体からポリオウイルス 1～3 型が検出された場合は、直ちに届出を行うこと。 ②直腸ぬぐい液、咽頭ぬぐい液、髄液からポリオウイルス 1～3 型が検出された場合も、検査陽性として、直ちに届出を行うこと。

(※) VDPV は、親株である OPV 株からの VP 1 全領域における変異率により定義され、1 型及び 3 型は 1 % 以上の変異率（VP 1 領域における親株からの変異数が 10 塩基以上）を有するポリオウイルス、2 型については VP 1 領域における変異数が 6 塩基以上のポリオウイルスを VDPV とする。

(※※) 野生株ポリオウイルス・VDPV 以外のポリオウイルスをワクチン株ポリオウイルスとする。

2 結核

(1) ～ (2) (略)

(3) 届出基準

ア～オ (略)

検査方法	検査材料
塗抹検査による病原体の検出	喀痰、胃液、咽頭・喉頭ぬぐい液、気管支肺胞洗浄液、胸水、膿汁・分泌液、尿、便、脳脊髄液、組織材料
分離・同定による病原体の検出	
核酸増幅法による病原体遺伝子の検出	
病理検査における特異的所見の	病理組織

検査方法	検査材料
分離・同定による病原体の検出	便、直腸ぬぐい液、咽頭ぬぐい液、髄液 ①ポリオウイルス 1～3 型の検出は便検体が基本であり、発症後できるだけ速やかに、24 時間以上の間隔をあけて、少なくとも 2 回以上採取し、いずれかひとつの便検体からポリオウイルス 1～3 型が検出された場合は、直ちに届出を行うこと。 ②直腸ぬぐい液、咽頭ぬぐい液、髄液からポリオウイルス 1～3 型が検出された場合も、検査陽性として、直ちに届出を行うこと。

2 結核

(1) ～ (2) (略)

(3) 届出基準

ア～オ (略)

検査方法	検査材料
塗抹検査による病原体の検出	喀痰、胃液、咽頭・喉頭ぬぐい液、気管支肺胞洗浄液、胸水、膿汁・分泌液、尿、便、脳脊髄液、組織材料
分離・同定による病原体の検出	
核酸増幅法による病原体遺伝子の検出	
病理検査における特異的所見の	病理組織

確認	
ツベルクリン反応検査（発赤、硬結、水疱、壊死の有無）	皮膚所見
リンパ球の菌特異蛋白刺激による放出インターフェロン γ 試験	血液
画像検査における所見の確認	胸部エックス線画像、CT 等検査画像

3～5 （略）

第4～5 （略）

第6 五類感染症

1～3 4 （略）

3 5 感染性胃腸炎（病原体がロタウイルスであるものに限る。）

（1）定義

ロタウイルスの感染による下痢、嘔吐、発熱を主症状とする感染症である。

（2）臨床的特徴

主に0～2歳児を中心に好発し、毎年概ね2月から5月にかけて流行がみられる。主症状は発熱、嘔吐、白色の水様便を特徴とする下痢であり、通常、3～7日で症状の回復がみられる。他のウイルス性胃腸炎と比べると重度の脱水症状を呈し、入院治療を必要とすることが多い。稀に死亡に至る例もある。時に、合併症として痙攣、脳炎・脳症、腸重積、肝炎、腎炎などが認められ、心筋炎などの致死性感染症の報告も散見される。

（3）届出基準

ア 患者（確定例）

指定届出機関の管理者は、当該指定届出機関の医師が、（2）の臨床的特徴を有する者を診察した結果、症状や所見からロタウイルス胃腸炎が疑われ、かつ、（4）の届出に必要な要件を満たし、ロタウイルス胃腸炎患者と

確認	
ツベルクリン反応検査（発赤、硬結、水疱、壊死の有無）	皮膚所見
リンパ球の菌特異蛋白刺激による放出インターフェロン γ 試験（QFT等）	血液
画像検査における所見の確認	胸部エックス線画像、CT 等検査画像

3～5 （略）

第4～5 （略）

第6 五類感染症

1～3 4 （略）

（新規）

診断した場合には、法第14条第2項の規定による届出を週単位で、翌週の月曜日に届け出なければならない。

イ 感染症死亡者の死体

指定届出機関の管理者は、当該指定届出機関の医師が、(2)の臨床的特徴を有する死体を検案した結果、症状や所見から、ロタウイルス胃腸炎が疑われ、かつ、(4)の届出に必要な要件を満たし、ロタウイルス胃腸炎により死亡したと判断した場合には、法第14条第2項の規定による届出を週単位で、翌週の月曜日に届け出なければならない。

(4) 届出に必要な要件（以下のアの（ア）及び（イ）かつイを満たすもの）

ア 届出のために必要な臨床症状

<u>(ア) 24時間以内に、3回以上の下痢又は1回以上の嘔吐</u>
<u>(イ) 他の届出疾患によるものを除く</u>

イ 病原体診断の方法

<u>検査方法</u>	<u>検査材料</u>
<u>迅速診断キットによる病原体の抗原の検出</u>	<u>便検体</u>

3.6 クラミジア肺炎（オウム病を除く）

3.7 細菌性髄膜炎（髄膜炎菌、肺炎球菌、インフルエンザ菌を原因として同定された場合を除く。）

3.8 ペニシリン耐性肺炎球菌感染症

3.9 マイコプラズマ肺炎

4.0～4.3 （略）

第7～8 （略）

3.5 クラミジア肺炎（オウム病を除く）

3.6 細菌性髄膜炎（髄膜炎菌、肺炎球菌、インフルエンザ菌を原因として同定された場合を除く。）

3.7 ペニシリン耐性肺炎球菌感染症

3.8 マイコプラズマ肺炎

4.0～4.3 （略）

第7～8 （略）

新

別記様式 1 (略)

別記様式 2-1 (略)

別記様式 2-2

別記様式 2-2

結	核	発	生	届
---	---	---	---	---

都道府県知事（保健所設置市・特別区長） 殿

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項（同条第6項において準用する場合を含む。）の規定により、以下のとおり届け出る。

報告年月日 平成 年 月 日
 医師の氏名 _____ 印
 (署名又は記名押印のこと)

従事する病院・診療所の名称
上記病院・診療所の所在地(※)
電話番号(※) () -

(※病院・診療所に従事していない医師にあっては、その住所・電話番号を記載)

1 診断(確定)した者(死体の)の類型									
☐ 患者(病状) 無症状者(潜伏期)保有者 ☐ 疑い患者者 ☐ 感染症死亡者の死体 ☐ 感染症死亡疑い者の死体									
2 当該者氏名		3 性別		4 生年月日		5 診断時の年齢(月齢)		6 当該者職業	
		男・女		年 月 日		歳(月)			
7 当該者住所									
電話 () - ()									
8 当該者所在地									
電話 () - ()									
9 保護者氏名		10 保護者住所		(9、10は患者が未成年の場合のみ記入)					
				電話 () - ()					

型		18 感染原因・感染経路・感染地域
1	1) 肺結核 2) その他の結核 ()	①感染原因・感染経路 (確定、推定)
11 症	・せき ・呼吸困難 ・その他 ()	1 飛沫核、飛沫感染 (感染源の種類・状況 :)
状	・なし	
12	・塗抹検査による病原体の検出 検体 : 喀痰・その他 ()	2 その他 ()
診	・分離・同定による病原体の検出 検体 : 喀痰・その他 ()	② 感染地域 (確定、推定)
断	・核酸増幅法による病原体遺伝子の検出 検体 : 喀痰・その他 ()	1 日本国内 (都道府県 市区町村)
方	・病理検査における特異的所見の確認 検体 : ()	2 国外 (国)
法	・所見 : ()	詳細地域 ()
	・ツベルクリン反応検査 (発赤・硬結・水疱・壊死)	19 その他感染症のまん延の防止及び当該者の医療のために医師が必要と認める事項
	・リンパ球の遅延型抗原刺激による放出インターフェロンγ試験	
	・画像検査による所見の確認 ()	
	・その他の方法 ()	
	検体 ()	
	結果 ()	
	・臨床決定 ()	
13	初診年月日 平成 年 月 日	
14	診断 (検査 (※)) 年月日 平成 年 月 日	
15	感染したと推定される年月日 平成 年 月 日	
16	発病年月日 (※) 平成 年 月 日	
17	死亡年月日 平成 年 月 日	

(1, 3, 11, 12, 18 欄は該当する番号等を○で囲み、4, 5, 13 から 17 欄は年齢、年月日を記入すること。
(※)欄は、死亡者を検索した場合のみ記入すること。(※)欄は、患者(確定例)を診断した場合のみ記入すること。
11, 12 欄は、該当するものすべてを記載すること。)

この届出は診断後直ちに行ってください

目

別記様式 1 (略)

別記様式 2-1 (略)

別記様式 2-2

別記様式 2-2

結	核	発	生	届
---	---	---	---	---

都道府県知事（保健所設置市・特別区長） 殿

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項（同条第6項において準用する場合を含む。）の規定により、以下のとおり届け出る。

報告年月日 平成 年 月 日
 医師の氏名 _____ 印
 (署名又は記名押印のこと)

従事する病棟・診療所の名称
上記病棟・診療所の所在地(※)
電話番号(※) () -

(※病院・診療所に従事していない医師にあっては、その住所・電話番号を記載)

1	① 診断（検査）した者（死体）の属性 ・患者（確定例） ・療養施設病原体保有者 ・疑似症患者 ・感染症死亡者の死体 ・感染症死亡疑いの死体									
2	当該者氏名	②性別	4	③生年月日	5	④診断時の年齢（○歳以下）			6	当該者職業
		男 女		年 月 日		歳			月 日	
7	当該者住所	電話（ ） - （ ）								
8	当該者所在地	電話（ ） - （ ）								
9	保護者氏名	10	保護者住所 （9、10は患者が未成年の場合のみ記入） 電話（ ） - （ ）							

	病 型		1 8 感染原因・感染経路・感染地域	
	1) 肺結核 2) その他の結核 ()		①感染原因・感染経路 (確定・推定)	
11	・せき・たん・発熱・胸膈 ・呼吸困難 ・その他 ()		1 飛沫性・飛沫感染 (感染源の種類・状況:	
状	・なし ()			
診 断 方 法	12 塗抹検査による病原体の検出 検体:喀痰・その他 ()			
	・分層・同定による病原体の検出 検体:喀痰・その他 ()		2 その他 ()	
	・核酸増幅法による病原体遺伝子の検出 検体:喀痰・その他 ()		② 感染地域 (確定・推定)	
	・病理検査における特異的所見の確認 検体:()		1 日本国内 (都道府県 市区町村)	
	・所見:()		2 国外 (国)	
	・ツベルクリン反応検査 (発赤・硬結・水疱・壊死)		詳細地域 ()	
	・リンパ球の胃腸抗原刺激による放出インター フェロンγ試験 (O.F.T.法)			
	・画像検査における所見の確認 ()		1 9 その他感染症のまん延の防止及び当該者の医療の ために医師が必要と認める事項	
	・その他の方法 ()			
	検体: ()			
結果: ()				
・臨床決定 ()				
1 3 初診年月日	平成	年	月	日
1 4 診断 (検査 (※)) 年月日	平成	年	月	日
1 5 感染したと推定される年月日	平成	年	月	日
1 6 発病年月日 (※)	平成	年	月	日
1 7 死亡年月日 (※)	平成	年	月	日

(※) 欄は、死亡者を検索した場合のみ記入すること。(＊) 欄は、患者（確定例）を診断した場合のみ記入すること。

この届出は診断後直ちに行ってください

別記様式 2－3～2－5 （略）

別記様式 3～6 （略）

別記様式 7－1

別記様式7-1

感染症発生動向調査（小児科定点）

週報

調査期間 平成 年 月 日 ～ 年 月 日

医療機関名:

		0～5 カ月	6～11 カ月	1歳	2	3	4	5	6	7	8	9	10～14	15～19	20歳 以上	合計	
1	RSウイルス感 染症	男															男 RSウイルス感 染症
		女															女
2	咽頭結膜熱	男															男 咽頭結膜熱
		女															女
3	A群溶血性レン サ球菌咽頭炎	男															男 A群溶血性レン サ球菌咽頭炎
		女															女
4	感染性胃腸炎 *	男															男 感染性胃腸炎 *
		女															女
5	水痘	男															男 水痘
		女															女
6	手足口病	男															男 手足口病
		女															女
7	伝染性紅斑	男															男 伝染性紅斑
		女															女
8	突発性発しん	男															男 突発性発しん
		女															女
9	百日咳	男															男 百日咳
		女															女
10	ヘルパンギーナ	男															男 ヘルパンギーナ
		女															女
11	流行性耳下腺炎	男															男 流行性耳下腺炎
		女															女

* 感染性胃腸炎については、原因の知れない発熱に合致する患者を診断し、又は粪便を採取した場合に届出を行うこと。

別記様式 7－2～7－4 （略）

別記様式 2－3～2－5 （略）

別記様式 3～6 （略）

別記様式 7－1

別記様式7-1

感染症発生動向調査（小児科定点）

週報

調査期間 平成 年 月 日 ～ 年 月 日

医療機関名:

		0～5 カ月	6～11 カ月	1歳	2	3	4	5	6	7	8	9	10～14	15～19	20歳 以上	合計	
1	RSウイルス感 染症	男															男 RSウイルス感 染症
		女															女
2	咽頭結膜熱	男															男 咽頭結膜熱
		女															女
3	A群溶血性レン サ球菌咽頭炎	男															男 A群溶血性レン サ球菌咽頭炎
		女															女
4	感染性胃腸炎 *	男															男 感染性胃腸炎 *
		女															女
5	水痘	男															男 水痘
		女															女
6	手足口病	男															男 手足口病
		女															女
7	伝染性紅斑	男															男 伝染性紅斑
		女															女
8	突発性発しん	男															男 突発性発しん
		女															女
9	百日咳	男															男 百日咳
		女															女
10	ヘルパンギーナ	男															男 ヘルパンギーナ
		女															女
11	流行性耳下腺炎	男															男 流行性耳下腺炎
		女															女

別記様式 7－2～7－4 （略）

別記様式 7－5

別記様式7-5

感染症発生動向調査（基幹定点）

週報

調査期間 平成 年 月 日 ～ 年 月 日

医療機関名:

ID番号	性	年齢 (0歳は月齢)	疾 病 名 *	病原体名称 (検査結果)	病原体検査	
					左記の結果を得た 病原体検査方法 **	検体名
1			1 2 3 4 5		1 2 3 4 5 6 7	
2			1 2 3 4 5		1 2 3 4 5 6 7	
3			1 2 3 4 5		1 2 3 4 5 6 7	
4			1 2 3 4 5		1 2 3 4 5 6 7	
5			1 2 3 4 5		1 2 3 4 5 6 7	
6			1 2 3 4 5		1 2 3 4 5 6 7	
7			1 2 3 4 5		1 2 3 4 5 6 7	
8			1 2 3 4 5		1 2 3 4 5 6 7	
9			1 2 3 4 5		1 2 3 4 5 6 7	
10			1 2 3 4 5		1 2 3 4 5 6 7	

* 疾病名

1:細菌性髄膜炎（髄膜炎菌、肺炎球菌、インフルエンザ菌を原因として特定された場合を除く。）

2:細菌性髄膜炎（真菌、結核菌、マイコプラズマ、リケッチア、クラミジア、原虫を含む）

3:マイコプラズマ肺炎

4:クラミジア肺炎（全数届出疾患のオウム病を除く）

5:細菌性腎臓炎（病原体がロタウイルスであるものに限る。）

** 病原体検査方法

1:分離・同定 2:抗原検出 3:核酸・PCR

4:塗抹検鏡 5:電顕 6:抗体検出

7:その他

<記載上の注意>

・細菌性髄膜炎および細菌性腎臓炎：病原体が判明している場合は、その病原体名（複数検出された場合は、主要なもの1種のみ記載）。その結果を得た病原体検査方法（複数の場合は、最も優先となった方法一つを選択）及びその検体名を記載。病原体が判明していない場合は、病原体名枠欄に“検出せず”と記載してください（病原体検査欄の記載は不要）。

・マイコプラズマ肺炎：病原体検査診断が必須。病原体名枠欄に *M. pneumoniae* と記載の上、病原体検査方法（1、6、7のいずれか、複数の場合は主要な一つを選択）及びその検体名を記載してください。

・クラミジア肺炎：病原体検査診断が必須。病原体名枠欄に *C. pneumoniae*、*C. trachomatis* を記載の上、病原体検査方法（1、2、3、6、7のいずれか、複数の場合は主要な一つを選択）及びその検体名を記載してください。

・細菌性腎臓炎（病原体がロタウイルスであるものに限る。）：病原体検査診断が必須。病原体名枠欄にロタウイルスと記載の上、病原体検査方法（1、2、3、7のいずれか、複数の場合は主要な一つを選択）及びその検体名を記載して下さい。 出芽芽室点として指定されている医療機関が小児科定点として指定されている場合、細菌性腎臓炎の届出も行うこと。

別記様式 7－6～7－7 （略）

別記様式 7－5

別記様式7-5

感染症発生動向調査（基幹定点）

週報

調査期間 平成 年 月 日 ～ 年 月 日

医療機関名:

ID番号	性	年齢 (0歳は月齢)	疾 病 名 *	病原体名称 (検査結果)	病原体検査	
					左記の結果を得た 病原体検査方法 **	検体名
1			1 2 3 4		1 2 3 4 5 6 7	
2			1 2 3 4		1 2 3 4 5 6 7	
3			1 2 3 4		1 2 3 4 5 6 7	
4			1 2 3 4		1 2 3 4 5 6 7	
5			1 2 3 4		1 2 3 4 5 6 7	
6			1 2 3 4		1 2 3 4 5 6 7	
7			1 2 3 4		1 2 3 4 5 6 7	
8			1 2 3 4		1 2 3 4 5 6 7	
9			1 2 3 4		1 2 3 4 5 6 7	
10			1 2 3 4		1 2 3 4 5 6 7	

* 疾病名

1:細菌性髄膜炎（真菌、結核菌、マイコプラズマ、リケッチア、クラミジア、原虫を含む）

2:細菌性髄膜炎（マイコプラズマ肺炎

3:マイコプラズマ肺炎

4:クラミジア肺炎（全数届出疾患のオウム病を除く）

** 病原体検査方法

1:分離・同定 2:抗原検出 3:核酸・PCR

4:塗抹検鏡 5:電顕 6:抗体検出

<記載上の注意>

・細菌性髄膜炎および細菌性腎臓炎：病原体が判明している場合は、その病原体名（複数検出された場合は、主要なもの1種のみ記載）。その結果を得た病原体検査方法（複数の場合は、最も優先となった方法一つを選択）及びその検体名を記載。病原体が判明していない場合は、病原体名枠欄に“検出せず”と記載してください（病原体検査欄の記載は不要）。

・マイコプラズマ肺炎：病原体検査診断が必須。病原体名枠欄に *M. pneumoniae* と記載の上、病原体検査方法（1、6、7のいずれか、複数の場合は主要な一つを選択）及びその検体名を記載してください。

・クラミジア肺炎：病原体検査診断が必須。病原体名枠欄に *C. pneumoniae*、*C. trachomatis* を記載の上、病原体検査方法（1、2、3、6、7のいずれか、複数の場合は主要な一つを選択）及びその検体名を記載してください。

別記様式 7－6～7－7 （略）

○厚生労働省令第百十三号

労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第七十五条第二項の規定に基づき、労働基準法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年九月三十日

厚生労働大臣 田村 憲久

労働基準法施行規則の一部を改正する省令

労働基準法施行規則（昭和二十二年厚生省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

別表第一の二第四号3中「うるし」の下に「、テレピン油」を加える。

別表第一の二第七号18中「17」を「20」に改め、同号18を同号21とし、同号10から同号17までを三つずつ繰り下げ、同号9を同号10とし、同号10の次に次のように加える。

11 一・二・ジクロロプロパンにさらされる業務による胆管がん

12 ジクロロメタンにさらされる業務による胆管がん

別表第一の二第七号8を同号9とし、同号7を同号8とし、同号6を同号7とし、同号5の次に次のように加える。

6 ベリリウムにさらされる業務による肺がん

附 則

この省令は、平成二十五年十月一日から施行する。

○厚生労働省令第百十四号

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第十四条第一項、第五十六条の二十四及び第五十六条の二十五の規定に基づき、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年九月三十日

厚生労働大臣 田村 憲久

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する省令

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成十年厚生省令第九十九号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項の表一の項中「感染性胃腸炎」の下に「（病原体がロタウイルスであるものを除く。）」を加え、同表に次のように加える。

六 感染性胃腸炎（病原体がロタウイルスであるものに限定する。）

診療科名中に小児科を含む病院若しくは診療所又は患者を三百人以上収容する施設を有する病院であつて、その診療科名中に内科及び外科を含むもの

第三十一条の三十第三項及び第四項並びに第三十一条の三十四第四項中「第三条第一号若しくは第二号」を「第三条第二号若しくは第三号」に改める。

附 則

この省令は、平成二十五年十月十四日から施行する。

○厚生労働省令第百十五号

検疫法（昭和二十六年法律第二百一十一号）第二十条、第二十六条第一項及び第二項並びに第二十六条の二の規定に基づき、検疫法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年九月三十日

厚生労働大臣 田村 憲久

検疫法施行規則の一部を改正する省令

検疫法施行規則（昭和二十六年厚生省令第五十三号）の一部を次のように改正する。

様式第六の一の表面中「管理機関」を「実施機関」に改める。

様式第六の二を次のように改める。

様式第六の二（第七条、第九条の二関係）

148mm (表 面)				
の予防接種に関する国際証明書 INTERNATIONAL CERTIFICATE OF VACCINATION OR REVACCINATION AGAINST				
氏名 This is to certify that [name]		生年月日 date of birth		性別 sex
署名 whose signature follows				
この証明書は、上記に署名した者が、ここに記入した年月日に This is to certify that whose signature above has on the date indicated been vaccinated or revaccinated against.				
年 月 日 Date	予防接種実施者の署名及び職業上の資格 Signature and professional status of vaccinator	ワクチンの製造所及び製造番号 Manufacturer and batch No. of vaccine	量 Dose	実施機関の公印 Official stamp of administering centre
1				

100mm